

HTA

# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.462

## TOPICS

### 主な記事

- 年頭のご挨拶
- トラックGメンってどんな人??
- 適正化事業実施機関からのお知らせ  
(今月のテーマ「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について)

1

2025  
January



# CONTENTS



## 1 年頭のご挨拶

### 行政からのお知らせ

15 (近畿運輸局)トラックGメンってどんな人??

16 (兵庫県警察)交通規制のお知らせ

### 事務局からのお知らせ

20 令和6年度 安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰

21 令和6年度「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました

22 「中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー」を開催しました

23 「令和6年度 交通事故防止大会」を開催しました

### 支部活動だより(東部支部)

24 支部研修会を開催しました

### 陸災防のページ

25 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

## 29 会員だより

### 適正化事業実施機関からのお知らせ

30 今月のテーマ「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

## 32 協会日誌

「標準的な運賃」を活用するための  
運賃・料金の変更届出はお済みですか！  
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和6年11月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	679社	42.0%

※届出割合は全国ワースト1位

# 謹 賀 新 年

新春を迎え ますますのご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

— 令和七年元旦 —



## 一般社団法人 兵庫県トラック協会

会	長	木	南	一	志
副	会	藤	原	康	雄
	”	尾	上	昌	史
	”	村	上		功
	”	山	口	一	幸
	”	小	西		毅
専務理事		西	川	孝	秀
		役	職	員	一
					同



## 年頭のご挨拶

一般社団法人 兵庫県トラック協会  
会長 木 南 一 志

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業者の皆様はじめ関係各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

さて、昨年、令和6年1月1日16時10分頃、石川県の能登半島にてM7.6、最大震度7の地震により241名の尊い命が失われました。

元日にも関わらず、緊急連絡がすぐに兵庫県災害対策課から兵庫県トラック協会に緊急物資輸送の依頼があり、水720ケース、ブルーシート、アルファ米・カレー等をいち早く被災地に送り届けたことが、昨日の事のように思い返されます。このように、我々、トラック運送事業者は行政や企業からの要請を受け、必要な物資を必要な方の元へ届けるというエッセンシャルワーカーとしての使命があります。お正月休みの中であっても夜を徹してトラックを運転してくれたドライバーの皆さん、安全運行の手配をしてくださった運行管理者の皆さんには感謝の念しかありません。しかしながら、2024年問題のドライバー不足は引き続き深刻化しており、荷主企業もトラック運送事業者と共に課題解決に取り組まなければなりません。兵庫県トラック協会は全日本トラック協会とともに、課題解決に向けて奮闘して参ります。

また、我が国経済に目を向けると、景気は、一部に足踏みもみられるものの緩やかに回復していると表現されてはおりますが全く実感はありません。大企業を中心に過去最高益という数字は独り歩きして、国内景気を押し上げる力にはなり得ません。欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている、また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、などと報道されております。

一方、昨年実施された総選挙の結果、安定政権とするには厳しい現実が突きつけられて、世の中がSNSを中心に大きく変わっていく時期にさしかかったことを示しているように思えてなりません。我々のトラック運送業界においては、今年、2025年1月に改正物流法の政省令が公布され、4月に施行されることとなっております。岸田内閣時に発せられた「物流革新に向けた政策

パッケージ」の「商慣行の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」の実現に向け期待されているところでございます。また、「Gメン調査員」が当協会でも4名選任され、その活躍も期待されているところでございます。

昨年8月に御逝去された原岡前会長の熱い思いを引き継いで、会員の皆様とともに、トラック運送業界が抱える多くの課題に着実に取り組み、将来にわたる運送業界の発展のため、一つずつ確実に解決し、社会から信頼される業界・協会づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

そのためには、私ども運送事業者自身が英知を結集し、業界の抱える諸課題に取り組むことは勿論、政治的な働きかけも視野に据えて、課題の解決に向けた行動を起こしてまいりたいと考えています。

会員の皆様をはじめ、関係各位の一層のご支援、ご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆々様のご健康、ご多幸を心から祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 令和7年年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己

令和7年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

### 1. 2030年に向けた対応

昨年4月から我が業界を魅力ある職場とするため、ドライバーの時間外労働の上限を定める規制が適用され、いわゆる「物流の2024年問題」に直面し、さらに2030年に繋がる由々しき問題であります。これは、構造的な課題でもあり、継続的に対応していく必要があります。このため、国土交通省においては、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」や「2030年度に向けた政府の中長期計画」等に基づき、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を三本柱とした抜本的・総合的な対策を講じてきたところであり、業界としても強力で推進していきます。

さらに、昨年3月には、燃料高騰分なども踏まえた運賃水準の引き上げ幅の提示や、荷待ち・荷役等の対価に係る標準的な水準の設定、下請けに発注する際の手数料の設定などの方針を盛り込んだ新たな標準的運賃が告示されました。引き続き、トラック運送事業者への周知徹底を図ります。

物流を支えるエッセンシャルワーカーであるドライバーの処遇改善や担い手確保は、「待ったなし」の極めて重要な課題です。このため、「物流革新元年」とした2024年に引き続き、本年が更なる飛躍の年となるよう、全力で取り組みます。

### 2. 燃料高騰対策等の対応

経済活動への影響を小さくするための措置として、政府では令和4年1月から燃料油価格激変緩和対策事業を実施するとともに、物流事業者等に対する支援に活用できる「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を措置しており、昨年12月に成立した令和6年度補正予算においても追加計上されました。引き続き、地方公共団体に対し、強力な支援要請の働きかけを行います。

燃料価格をはじめとする輸送コストの上昇分を適切に運賃に転嫁することが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃を収受できる環境を整備することが重要であると考えます。このため、燃料サーチャージ制度を盛り込んだ標準的運賃を、トラック運送事業者のみならず、荷主などへも周知・浸透を図るとともに、政府と連携し、独占禁止法や下請法の取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、昨年11月に体制が拡充されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主・元請事業者等の悪質な行為の是正指導の強化等により、燃料価格高騰分を含む適正運賃収受に向けた取引環境の整備に向け、しっかりと取り組みを実施します。

### 3. 多重下請構造の是正と適正取引の推進

多重下請構造の是正に向けては、全日本トラック協会では令和6年3月に、「多重下請構造のあり方に関する提言」を取りまとめました。さらに業界の多重下請構造や荷主との適正取引などについて審議するため、常任委員会のひとつに「適正取引委員会」を設置し、同年11月に初会

合を開きました。また、国交省においては令和6年8月に「トラック運送業における多重下請構造検討会」が立ち上がっており、利用運送事業者等の実態解明などを進めるとともに、実運送事業者が適正な運賃を収受できるよう、現在必要な対策が検討されているところです。全ト協としても、実運送事業者が適正運賃・料金を収受し、物流の現場で働くドライバーに全産業平均並みの賃金をお支払いできるようにするために、多重下請構造是正に向けた取り組みを強化していきます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる『構造的な価格転嫁』を実現する」とされたことから、これを踏まえて公正取引委員会、中小企業庁に設置された「企業取引研究会」では、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法に関する改正を中心に検討が進められ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。令和7年の通常国会で同報告書に基づき下請法改正が実現すれば、発注側と下請け側の価格交渉が義務化されるほか、これまで独占禁止法（物流特殊指定）で対応されてきた発荷主とトラック運送事業者との取引について、より機動的な対応がなされるよう下請法の適用対象になります。

#### 4. トラック・物流Gメンへの体制拡充

令和5年6月の貨物自動車運送事業法改正により「当分の間」延長された、違反原因行為を行う荷主等に対し、国土交通大臣が「働きかけ」や「要請」、「勧告・公表」を行う「荷主対策の深度化」については、その実効性を担保するため、令和5年7月に「トラックGメン」が発足しました。昨年4月に成立した改正物流効率化法では、我々からの要望を受けて、トラックGメンを補助し、荷主の違反原因行為を調査する役割が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に与えられ、各地方実施機関では「Gメン調査員」が選任されました。また、令和6年11月には、物流全体のさらなる適正化を図る観点から、「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」と改組し、トラック運送事業者に対して違反原因行為を行っている悪質な荷主について、倉庫業者からも情報収集を行うこととしたほか、地方運輸局の物流担当者29人と各都道府県トラック協会の「Gメン調査員」166人を追加し、総勢360人規模に増強されました。

前述の下請法の改正では、トラック運送事業を所管する国土交通大臣に、下請法に違反する行為に対する指導・助言の権限が付与されることが検討されているほか、トラック運送事業者が報復を恐れ、トラック・物流Gメンへの情報提供を躊躇することがないよう報復措置の禁止の申告先として、国土交通大臣を追加することが検討されており、これによってトラック・物流Gメンに情報提供した事業者についても保護の対象となります。こうした方向性を踏まえ、トラック・物流Gメンについては、公正取引委員会や中小企業庁が持つ豊富な知見を活かし、Gメン調査員と連携を図りつつ、より強い権限を持って荷主対策の実効性を高めていく必要があります。

#### 5. ドライバーの社会的評価の向上と人材確保対策

トラック輸送産業は、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様のためゆめぬ努力により、全国各地で地域の経済活動と人々の暮らしを支えており、公共交通機関としての重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得てきました。一方で、トラック運送事業者に対する優越的な関係を背景に、荷主や一般消費者によるドライバーへの暴言や、契約にない過剰な要求、業務に対する不当な言いがかりや悪質なクレームなどが近年増加傾向にあります。

このようなカスタマーハラスメント（カスハラ）による精神的な被害を防ぎ、ドライバーの皆様方の安全と健康を守るためには、ドライバーの皆様を守るための対策だけではなく、ドラ

イバーの皆様の社会的地位向上につながる対策を講じていかなければなりません。

全ト協ではこの対応を図るため、「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」(委員長: 滋賀県トラック協会 松田直樹会長)を設置しました。同委員会では、「トラック運送業界におけるカスハラ的事例・実態把握」、「事業者がドライバーを守るために採るべき対策」、「ドライバーの社会的評価の向上に繋がる方策」、「荷主や消費者に対する適切な情報発信」——について検討、取りまとめを行い、カスハラ被害の根絶に向け、積極的に取り組みます。

トラック運送業界におけるドライバー不足は年々深刻化しており、労働力不足を解消するためには、業務の効率化や労働環境・条件の見直し、DX化・システム導入などの対策が求められてきます。

人材確保対策のひとつとして、政府は令和6年3月、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等を変更し、特定技能の対象分野に「自動車運送業」を追加することを閣議決定し、特定技能の取得に必要となる特定技能1号評価試験を令和6年12月以降実施するとの発表が国交省からなされました。

自動車運送業分野において、生産性の向上や国内人材確保を行ってもなお深刻化する人手不足に対応するため、専門性や技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、自動車運送業分野の存続・発展が期待されます。令和6年度から5年間の受け入れ人数として、自動車運送業分野で最大2万4500人が見込まれており、ドライバー不足解消の一助となることが期待されています。

全ト協としましては、外国人ドライバーの円滑な受け入れに向けた対応を行います。また、倉庫や配送センター等の作業員についても確保が難しくなっている状況を踏まえ、これらの作業員についても、外国人特定技能制度への追加について、国交省に対して強力に要望を実施します。

## 6. 安全運行の徹底

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しています。

一方で、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和5年よりも増加傾向にあるほか、根絶すべき事業用トラックによる飲酒運転も依然として発生しています。また、大型車による車輪脱落事故も多く発生しております。全ト協では、「トラック事業における総合安全プラン2025」に基づき、令和7年度末までに、PDCAサイクルに沿って取り組みを進め、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、グリーンナンバーの自信と誇りを胸に安全運行の徹底に努め、安心・安全な輸送の確保をお願いいたします。

## 7. 道路整備と労働環境改善

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

全ト協では、高速道路料金の引下げ、物流基盤の整備(高速道路ネットワークの整備・充実、休憩・休息施設や中継物流拠点の整備・拡充、暫定2車線区間の4車線化)など、道路整備の必要性を強く訴えてきました。特に高速道路料金については、大口・多頻度割引の拡充措置について、前述の令和6年度補正予算において、1年間延長されることになりました。引き続き、全国道路利用者会議と連携し、トラック運送事業者の生産性向上に資する道路整備や労働環境改善の実現等に向けて、政府・与党に対して全力で働きかけを行います。

## 8. 「事業許可更新制」の導入を目指して

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しておられるドライバーの皆様方に、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本の産業を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしていただくことに他なりません。しかしながら、これまでのようにトラック運送事業者同士が運賃・料金の安さで勝負しては、ドライバーの賃上げと労働環境改善には繋がらず、決してドライバーのためにはならないと考えています。今こそ我々トラック運送事業者は、「物流品質」で勝負しなければなりません。適正競争を推進することで、ドライバーの皆様方の地位向上と労働条件の改善や事業経営の効率化が図られ、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与することとなるのです。

全ト協では、業界内の適正競争推進による業界の健全な発展の実現に向けて、次期通常国会において、議員立法による貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立を目指すことを考えております。その具体的な内容としましては、事業許可の更新制等を追求していきたいと考えているところです。

会員事業者の皆様方がお互いに切磋琢磨し、業界全体が健全的に発展できるような環境にしていくために、全ト協では業界を取り巻く諸問題の解決に向けて、本年も全力で取り組みます。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 躍動する兵庫へさらなる挑戦

兵庫県知事

齋藤元彦

新年あけましておめでとうございます。

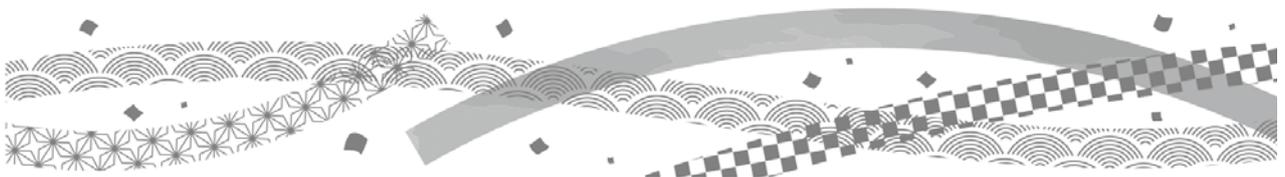
県民の皆様のご負託をいただき、昨年11月より知事として2期目のスタートを切りました。新たな施策や改革に取り組んだ1期目の挑戦を緩めることなく、兵庫の未来を切り拓いていきます。

第1は、若者が輝く兵庫づくり。教育費の負担軽減や教育環境の充実、不登校対策の強化、不妊治療支援の充実など、若者の不安を解消し、一人ひとりが力を発揮できる環境を整えます。

第2は、誰もが活躍できる兵庫づくり。万博を機に、地場産業や農業、芸術文化など県内各地の活動現場へ国内外から多くの人々を誘うひょうごフィールドパビリオンのほか、次世代産業や有機農業の振興など、多様な活躍の場を広げます。

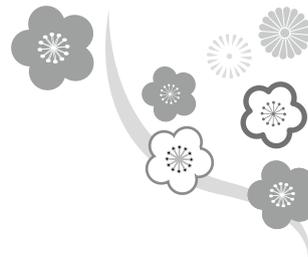
第3は、安全安心に暮らせる兵庫づくり。阪神・淡路大震災から30年の節目を迎える中、震災の経験と教訓を次の世代につなぐ取組を強化します。特殊詐欺被害対策などの暮らしの安全を守る取組にも力を入れます。

果敢な挑戦で新しい時代をひらく「躍動する兵庫」の実現には、県民の皆様と力を合わせたオール兵庫での取組が欠かせません。どうぞご理解とご支援をよろしくお願いいたします。





## 令和7年 年頭の辞



神戸運輸監理部 兵庫陸運部長 田 辺 剛 敏

### はじめに

新年明けましておめでとうございます。令和7年巳年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、観光を中心に人流が活性化してくるなど、兵庫の街に賑わいが戻ってくる年となりました。

一方、運輸・整備をはじめ多くの業界において人材不足の問題が顕在化し、報道でも大きく取り上げられました。加えて、昨今の為替の円安傾向や世界情勢等により、燃料価格・原材料は高止まりの状況にあります。皆様におかれましては、このような厳しい状況下においても、地域の公共交通や物流網の維持に日々尽力していただいていることと存じます。

兵庫陸運部といたしましては、このような状況下ではありますが、政府による支援等を最大限にご活用いただき、難局を乗り越え、また、いよいよ本年開催されます2025大阪・関西万博を好機とし、本県そして関西のさらなる飛躍・活性化にも寄与してまいりたいと考えております。

### 地域公共交通の確保・維持、バリアフリー対策について

本格的な人口減少による長期的な利用者の減少や運転者不足の深刻化などにより、地域の日常生活や産業を支えるための移動手段の確保は重要かつ緊急の課題となっています。

全国各地で地域住民や来訪者が公共交通機関を利用できない「交通空白」の解消に向けて、国土交通省では昨年7月国土交通大臣を本部長とする「交通空白」解消本部を設置し、総力を挙げて取組を進めております。兵庫陸運部においても、管内の各自治体の首長を訪問して意見交換などを実施しており、引き続き「地域の足」「観光の足」を確保するため、自治体や交通事業者とともに課題に向き合い、伴走支援してまいります。

近年、公共交通においては運転者不足が顕著化しつつありますが、地域住民の日常生活や外出を支援するという重要な役割を担っているという点には変わりなく、地域の輸送資源を最大限活用して交通を確保していくことが必要です。

併せて、バリアフリー関連につきましては、誰もが安全・安心・円滑に移動することができる共生社会の実現に向け、ハード面のバリアフリー化とともに、ソフト面の取組み、いわゆる「心のバリアフリー」の対策も重要です。

今後も自治体によるバリアフリーのマスタープラン及び基本構想の策定促進や、障害当事者の方々のご意見を反映した交通機関のバリアフリー化などハード面の整備を推進するとともに、交通事業者による接遇向上や、車両の優先席、車いす用駐車施設、障害者用トイレ等の適正利用の啓発など、ソフト面の取組につきましても一層推進してまいります。

## 交通運輸サービスの発展・利便性の向上について

バス・タクシー・トラックの自動車運送事業では、昨年4月、自動車運転者の時間外労働の上限規制や、改正改善基準告示の適用などの働き方改革が完全実施されました。このため、輸送力の確保が課題とされているところですが、少子高齢化の進展や新たに自動車運転者を希望する人材の減少も相まって担い手不足が深刻化しており、自動車運送事業を支える担い手の確保は喫緊の課題です。

乗合バス事業については、令和5年5月に新型コロナウイルスの位置づけが感染症法上2類相当から5類に引き下げられて以来、利用者数は回復傾向にありますが、テレワークなどの新しい生活様式の浸透による行動変容等により、コロナ禍以前の利用実績までは回復しておらず、厳しい経営状況となっています。

また、運転者不足を理由とする休廃止、減便も相次いでおり、利用者の利便性の確保が喫緊の課題となっています。

タクシー事業については、利用の回復に運転者の確保が追いついていないことから、「タクシーに乗車できない」との指摘がありました。そのため、神戸市域交通圏では昨年よりタクシー事業者の管理の下、地域の自家用車や一般ドライバーを活用する「日本版ライドシェア」が導入されました。この結果、運転者数の増加も相まって配車アプリのマッチング率は改善されたところです。

また、路線バスの撤退や減便が行われている地域においては、本来のタクシーとしての役割はもとより、乗合タクシーとして地域交通を支える役割も期待されています。

兵庫陸運部といたしましても二種免許の取得費用支援や「働きやすい職場認証制度」の活用、若年層や就職氷河期世代への自動車運転者の魅力を発信する取組など、関係者と連携した人材確保対策を進めるとともに、交通空白の解消、公共交通の利用促進に向けた支援を進めてまいります。

トラック事業は、国民生活や産業競争力を支える重要な社会インフラですが、運転者の労働環境が全産業平均と比べて長時間労働・低賃金の状況にあるため、担い手不足が深刻になっており、適正取引の推進、生産性の向上に向けた取組や労働条件改善の取組が必須となっています。

トラック運転者の労働環境の改善を図るため、賃上げの原資となる適正運賃を収受できるよう、昨年3月には、令和2年に告示された「標準的な運賃」と比較して基本的な運賃水準を8%引き上げるとともに、荷待ち等の対価についての標準的な水準の設定や下請け手数料の設定等を行った新たな「標準的な運賃」を告示するとともに、標準運送約款の改正が行われました。また、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業等への監視を強化するため、令和5年7月に国土交通省に設置した「トラックGメン」は、物流産業全体の健全化に向けて昨年11月に「トラック・物流Gメン」と改組したところです。

兵庫陸運部といたしましても、近畿運輸局等と連携して荷主側の都合による長時間の荷待ちや契約にない附帯業務を行わせる等の違反原因行為の疑いについて、荷主企業等に対し「働きかけ」や「要請」等を行うことにより、引き続き、荷主企業と物流事業者との間に存在する非効率な商慣行の見直しに取り組んでまいります。

また、取引環境の改善や適正運賃の収受によりトラックドライバーの待遇の改善を図り、トラック事業者がコンプライアンスの認識をもって持続的に事業継続ができるよう取組を進めて

まいります。

### 事業用自動車の安全・安心の確保について

誰もが安全で安心して利用できる交通環境を確保することが、交通行政の最大の使命です。中でも、事業用自動車にかかる事故の削減につきましては、平成21年に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定して以降、関係者と一丸となって取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響、大規模水災害・雪害の激甚化・頻発化、高齢社会の進展、ICT・先進安全技術の急速な発展等、当該プランの策定時から大きな状況の変化がありましたことから、事業用自動車が置かれている社会環境、事故状況、重点的に検討する事項等について議論を行い、新たな「事業用自動車総合安全プラン2025」へと移行しました。

本プランでは、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、飲酒運転の根絶、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供の実現を目指しており、近畿運輸局管内においては安全プラン2025に基づき、近畿運輸局管内の事業用自動車の交通削減目標を設定するとともに、年度毎に近畿地域事業用自動車安全対策会議で目標設定に向けて官民を挙げ協議し、各種施策を策定し、世界一安全な輸送サービスを実現するため、ソフト・ハード面から総力を挙げて事故の削減に取り組んでいるところです。

また、貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策として昨年5月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ、貨物軽自動車安全管理者制度の創設や事故報告の義務付け等を含む新制度が本年4月1日から始まります。運送事業者への制度改正内容の周知に全力で取り組むとともに、新制度の運用についても適切に行ってまいります。

自動車運送事業者に対する監査、指導につきましては、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者及び悪質違反、重大事故を引き起こした事業者に対し、優先的に立ち入り監査を実施するなど監査体制の強化を図り、指導や厳正な処分を行ってまいります。

また、需要が回復傾向にある貸切バスにおいては、街頭監査を含めた監査等を実施し、輸送の安全確保を確認するとともに悪質な法令違反が確認された事業者に対して厳正に対処してまいります。

さらに、近年、主要観光地等で横行している白バス、白タクの対策につきましては、警察、関係自治体、関係事業者団体等と更なる連携を強化し、効果的な実施場所、時間帯を選定し、白バス、白タク排除の啓発活動を実施してまいります。

### 自動車の安全性確保と環境保全、ユーザーの利便性向上について

我が国の自動車保有台数は、令和6年3月末現在で8,200万台を超え、兵庫県においては約300万台を超えており、経済活動、日常生活においてなくてはならない存在となっています。

一方、交通事故は多数発生しており、近年の交通事故による死者数を見てもみると、令和2年に初めて3,000人を下回りました。

3,000人を下回っているというものの、多くの尊い命が交通事故で失われている状況に変わりなく、子供が犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大な交通事故も後を絶ちません。

これらに対して、先進安全装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカー)の普及促進、自動車アセスメントのPR、事業用自動車を対象とした事故防止対策支援推進事業への取組みを深

化させてまいります。

近年、自動車を取り巻く社会の変化や技術の進歩はめまぐるしく、その機能維持が重要であるため、サポカー等が搭載する「電子制御装置」や自動運転レベル3以上の自動車に搭載される「自動運行装置」を整備するための設備や技術などの要件を整理し、令和2年4月から「自動車特定整備制度」をスタートさせました。そして昨年10月には自動車に搭載された「車載式故障診断装置(OBD)」を活用するいわゆるOBD検査が開始されました。引き続き、OBD検査の適切な実施や、スキャンツールを活用した自動車の点検・整備の促進を通じ、自動運転等の先進安全技術を搭載する自動車の安全な運行の確保に努めてまいります。

自動運転技術は、交通事故の削減、地方部を中心とした移動の確保、ドライバー不足の解消などの課題の解決手段として期待されています。自治体等では、自動運転車の実証実験を計画・実施等するための協議会やレベル4自動運転サービスの実装を加速化させるためのレベル4モビリティ・地域コミッティが立ち上がっており、近畿運輸局としては、自動運転車の開発・普及に向けた知見の提供や安全基準に係る助言等を行ってまいります。

自動車整備業についても、少子化の進展や若者の職業志向の変化により、整備人材の確保が課題であり、既に業種を超えた「若手の獲得競争」の渦中にあります。

これに対して高校生に自動車整備士を将来の選択肢としてアピールするため、学校を訪問し、自動車整備士の魅力やその役割の重要性を伝える取組みを実施しています。

また、確保した人材の定着・育成を進めていくことも重要であることから、国土交通省では「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」を昨年3月に取りまとめました。本ガイドラインを参考にして魅力ある職場を構築していただけるように周知活動を進めて参ります。

自動車検査登録関係手続きのデジタル化については、自動車検査証の電子化(電子車検証)が開始されてから2年が経過し、順調に切替えが進んでいる状況です。また、自動車検査証の受取りのための来訪を不要とする「記録等事務代行制度」についても、その前提となる電子車検証が交付されている車両が増加していることもあり、指定整備事業者や行政書士など全国で約9000の記録等事務代行の委託がなされており、さらなるユーザーサービスの拡充が進められている状況です。

これらの取組みによって、今後も自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)の利用率向上を図り、自動車検査登録関係手続きのデジタル化をより一層進め、合わせて来訪者の混雑の緩和も図ってまいります。

窓口案内におきましても、デジタルサイネージの設置、審査状況確認システムの導入に続き、4月より申請者利用端末も備え、申請者の利便向上を図ることにより、解り良い窓口サービスを拡大していきます。

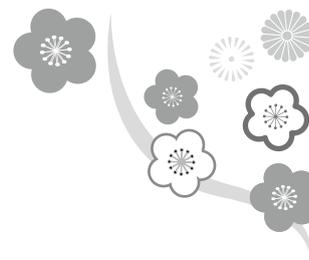
## おわりに

以上、新しい年を迎え、所信を申し上げます。

関係団体、関係行政機関の皆様方には、当陸運部の業務になお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、今年一年の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 安全・安心・快適な交通社会の 実現を目指して



兵庫県警察本部交通部長 田 中 英 敦

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、御家族とともに健やかで輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、交通安全活動をはじめ警察業務の各般にわたって深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、県内における昨年の交通事故情勢を振り返りますと、交通事故件数、負傷者数ともに減少傾向で推移しておりますが、死者数につきましては、昨年11月末現在97人で前年同期比では6人の増加となりました。

また、死者数の半数以上を65歳以上の高齢者の方が占めており、歩行中、特に道路横断中の歩行者の事故が多発しております。

県警察といたしましては、歩行者の安全を確保するため、引き続き「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」や「横断歩道おもいやりの日」を中心とした歩行者保護対策、高齢者や子供をはじめとした歩行者に対して、横断歩道の利用、斜め横断や車両の直前直後の横断禁止など正しい横断の方法や、日没後早朝における夜光反射材の活用促進に向けた指導啓発を推進してまいります。

運転者に対する対策といたしましては、飲酒運転根絶に向けて、その悪質性や危険性を理解・認識させる広報啓発や、「ハイビーム活用路線」を中心としたハイビームの活用や早めのライト点灯を推奨し、交通事故の防止を図ってまいります。

歩行者に対しては、信号無視や横断禁止場所の横断など悪質・危険な交通違反は「歩行者指導警告書」を活用した指導警告を行うことで、歩行者が犠牲となる交通事故の発生ゼロを目指してまいります。

さらに、昨年11月1日から改正道路交通法の一部が施行され、自転車運転中の携帯電話使用等の禁止や酒気帯び運転の禁止に係る罰則が整備されるとともに、ペダル付き電動バイクは、アクセルを使用せずペダルだけを用いて走行させることも原動機付自転車の運転になることが明確化されました。これらの改正点について県民に広く周知を図るために、皆様と力を合せて取り組み、安全・安心・快適な交通社会の実現を目指していく所存であります。

皆様には、今後とも、各種交通安全活動に御理解と御協力を賜りますとともに、地域や家庭における交通安全意識の高揚に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、極寒の候ではございますが、皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

兵庫労働局長 赤松俊彦

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人兵庫県トラック協会の会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、木南会長を始め、役員及び会員の皆様には、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は阪神・淡路大震災から30年の節目の年になります。様々な思いで新年をお迎えされていると拝察いたします。本年も活力あふれる兵庫県であることを願ってやみません。

さて、政府は、物価の上昇を上回る最低賃金をはじめとした賃金引上げの実現に向けて、令和7年以降も積極的に取り組むこととしています。そのため、兵庫労働局におきましては、兵庫県最低賃金額の周知とともに、中小企業等が賃上げしやすい環境整備に向けた支援、最低賃金の履行確保に努めてまいります。また、賃上げの原資となる適正な運賃収受に向けて、標準的運賃の活用が図られるよう周知してまいります。

昨年4月から自動車運転の業務に適用されております時間外労働の上限規制について、引き続き関係機関と連携を図りながら改善基準告示等の周知を実施するとともに、長時間労働の恒常的な荷待ちの改善等に向けて発着荷主等に対する要請に努めてまいります。さらに、各種情報から長時間労働が疑われる事業場や過労死等に係る労災請求がなされた事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

労働災害防止については、本年は兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画の3年目となります。引き続き、死亡・重篤災害の根絶を目指して、リスクアセスメントの確実な実践と定着を図るべく、「兵庫リスク低減MS運動(2期)」を展開し、各職場における自主的な安全衛生活動の一層の促進に取り組んでまいります。

労働者の健康確保対策については、昨年4月に労働衛生関係法令の改正が全面施行となり、化学物質等による労働災害防止対策が強化されたことから、これらの施行について引き続き丁寧な指導と周知を図ってまいります。さらに、本年2月に創設される「化学物質管理強調月間」において、関係機関等と連携し、県内事業場での化学物質管理への意識啓発を図ります。

このように、兵庫労働局では、本年も引き続き、すべての人が意欲・能力を活かして活躍できる労働環境の構築に向けて、各種施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が、一般社団法人兵庫県トラック協会の会員の皆様にとって、発展と飛躍の年になりますよう心から祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

# 行政からのお知らせ



近畿運輸局からのお知らせ



## トラックGメンってどんな人??

2023年7月に発足。

トラック運送事業者への積極的な情報収集を行い、荷主企業・元請事業者にアプローチし適切な取引環境の改善に向けて動きます。

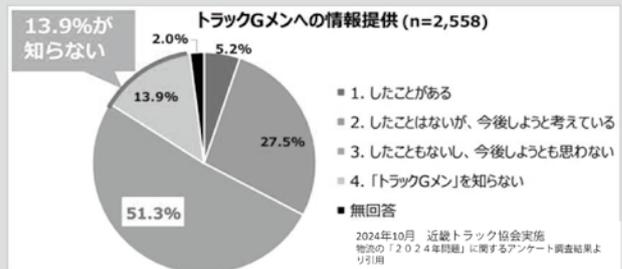
※トラックGメンは運送事業者の監査や取り締まりを行う存在ではありません。



### 2024年11月 組織改正によりパワーアップ

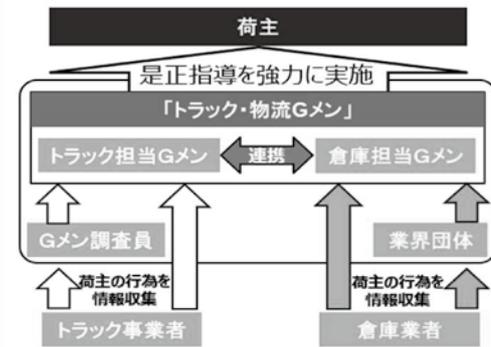
(改正点)

- ①トラック協会に「Gメン調査員」を全国166名設置。  
⇒人員拡充により、情報収集力の強化
- ②国土交通省の物流担当部署に、「倉庫担当Gメン」を設置。  
⇒倉庫業者及び業界団体からの意見聴取が可能
- ③「トラック・物流Gメン」に名称変更



認知度は上がってきたが  
全体の13.9%がGメンを知らない現状

#### 業務フローのイメージ



次号「トラックGメンの業務内容とは??」掲載予定

積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンにご相談ください。

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。  
荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。  
公表が規定される勧告の場合を除き、各申告にかかる対応経過は、  
申告者含めご回答いたしかねますのでご了承ください。

【お電話での問い合わせはこちら】  
国土交通省近畿運輸局トラックGメン  
078-453-1104  
(音声 flowed たら「5」をプッシュ)

目安箱による  
情報提供は  
こちら ⇒





1月16日(木)  
1月17日(金)

# 交通規制のお知らせ



1月16日、17日の2日間、神戸市内の一部道路において、『1.17のつどい—阪神・淡路大震災30年追悼式典—』の開催に伴い、一時的な交通規制を行います。  
交通規制の行われる道路・時間帯を避け、渋滞緩和にご協力をお願いします。

## 全体図



高速道路等の規制について  
※下記表参照

神戸市内の規制について  
※裏面の☒参照

阪神高速道路					
月日	規制時間	路線	規制区間	流入規制IC	
1/16 (木)	14:30 ~ 15:30	阪神高速3号神戸線	上り	月見山~柳原	若宮、湊川
			下り	摩耶~柳原	摩耶、生田川、京橋、柳原
	17:00 ~ 18:00	阪神高速3号神戸線	上り	月見山~京橋	若宮、湊川、柳原
			下り	摩耶~京橋	摩耶、生田川
1/17 (金)	14:00 ~ 15:00	阪神高速3号神戸線	上り	湊川~摩耶	柳原、京橋、生田川
			下り	深江~摩耶	(流入規制なし)
	15:30 ~ 16:30	阪神高速3号神戸線	上り	妙法寺~湊川JCT	湊川
			下り	深江~摩耶	深江、摩耶

ハーバー・ハイウェイ・神戸大橋・浜手バイパス				
月日	規制時間	路線	規制区間	
1/16 (木)	11:30 ~ 12:30	神戸大橋	北行	ポーアイ西ランプ ~ 第4突堤
			北行	港島中町1丁目北 ~ 第4突堤
1/17 (金)	15:30 ~ 16:30	浜手バイパス	西行	浜辺通・入路 ~ 第4突堤
			東行	東川崎・入路 ~ 第4突堤
		ハーバー・ハイウェイ	西行	摩耶入口 ~ 第4突堤
			西行	摩耶料金所 ~ 第4突堤
		神戸大橋	南行	第4突堤 ~ 中公園北

※ 規制時間内は、一般道路から規制区間への流入・本線上PAから本線への合流ができなくなります。  
 ※ 規制時間は、当日の交通状況等により前後する場合があります。  
 ※ 当日は、自動車・バイクの使用を控えて公共交通機関をご利用いただくなど、渋滞緩和にご協力をお願いします。

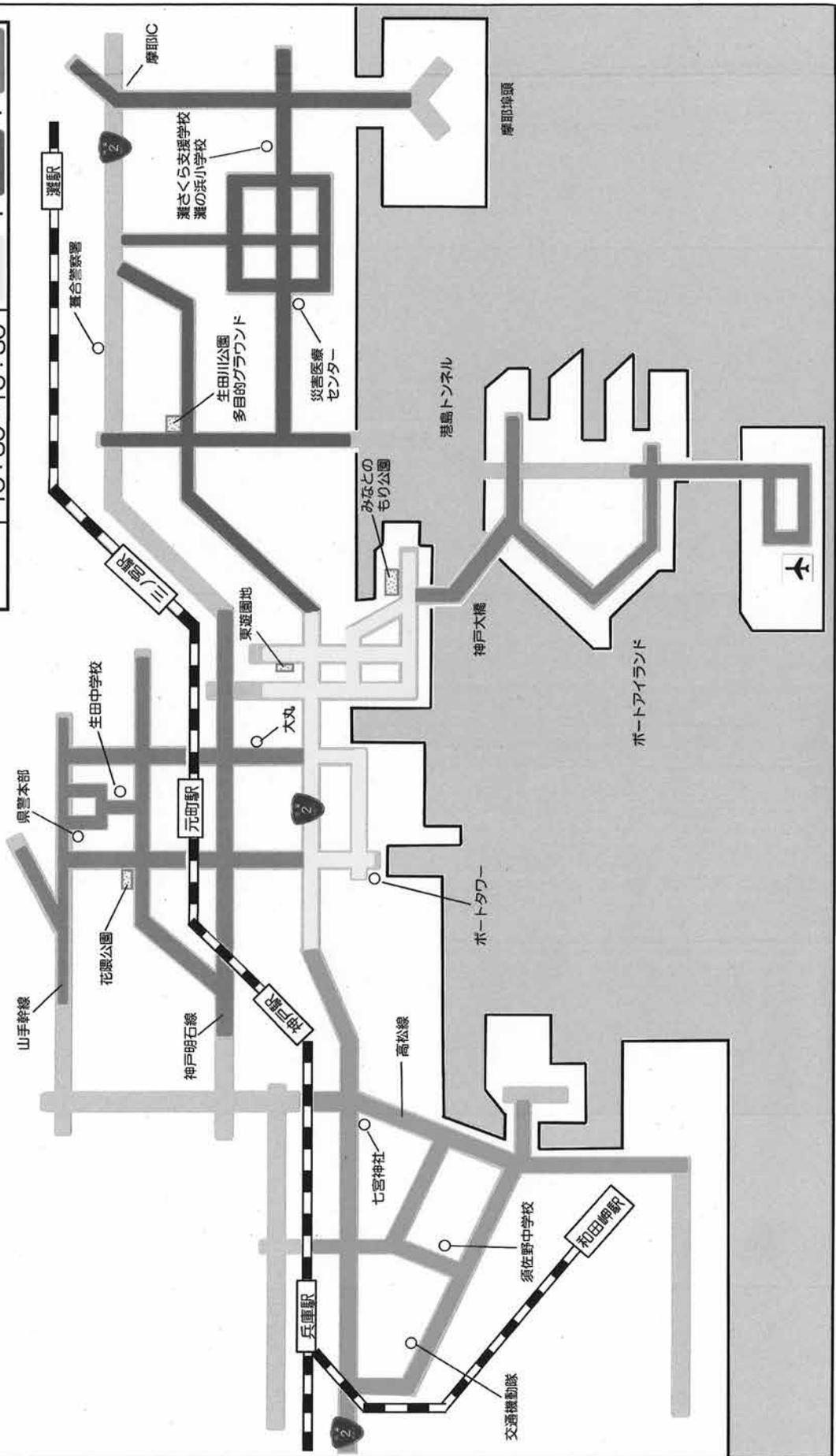


兵庫県警察

お問い合わせ：兵庫県警察本部警備警備対策室  
078-341-7441 (内線：6632~6634)

1月16日・17日  
神戸市内規制マップ  
(一般道路)

月日	規制時間	規制エリア
1/16 (木)	11:30~12:30	+
	14:30~15:30	+
	17:00~18:00	+
1/17 (金)	9:30~10:30	+
	14:00~15:00	+
	15:30~16:30	+

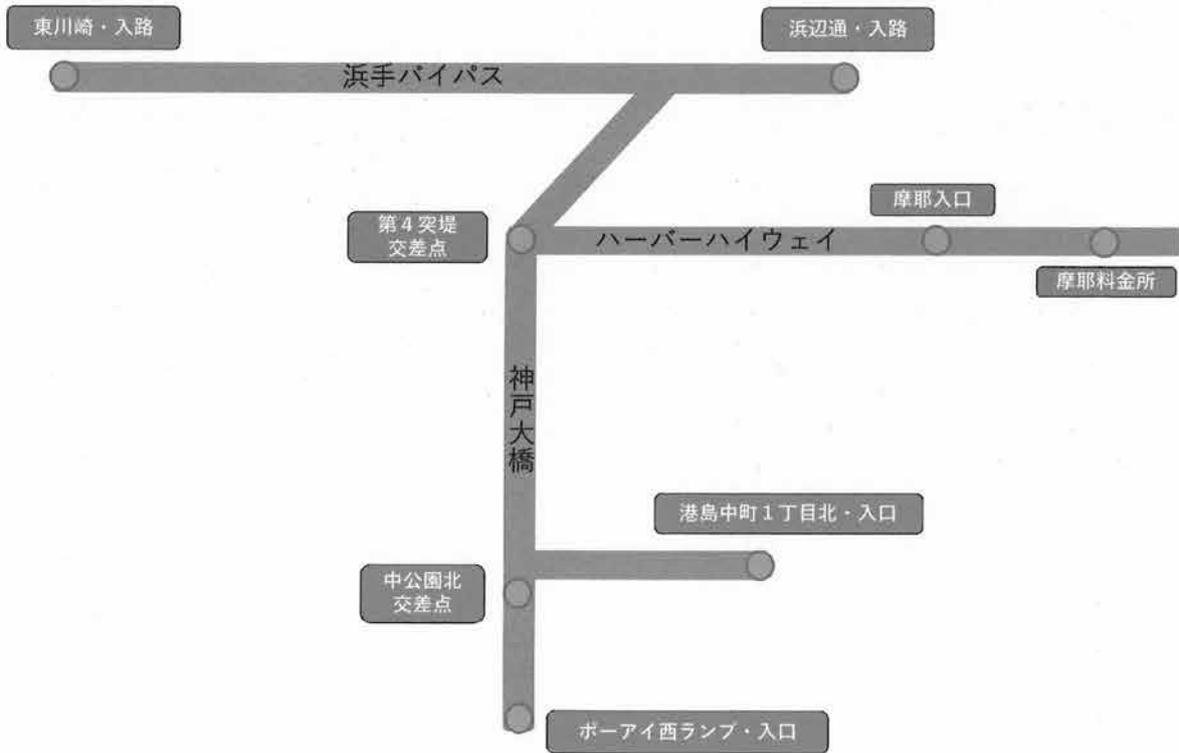


訓練日時：1月10日（金）の午前中  
訓練場所：下記路線図に示す区間

阪神高速3号神戸線  
阪神高速31号神戸山手線

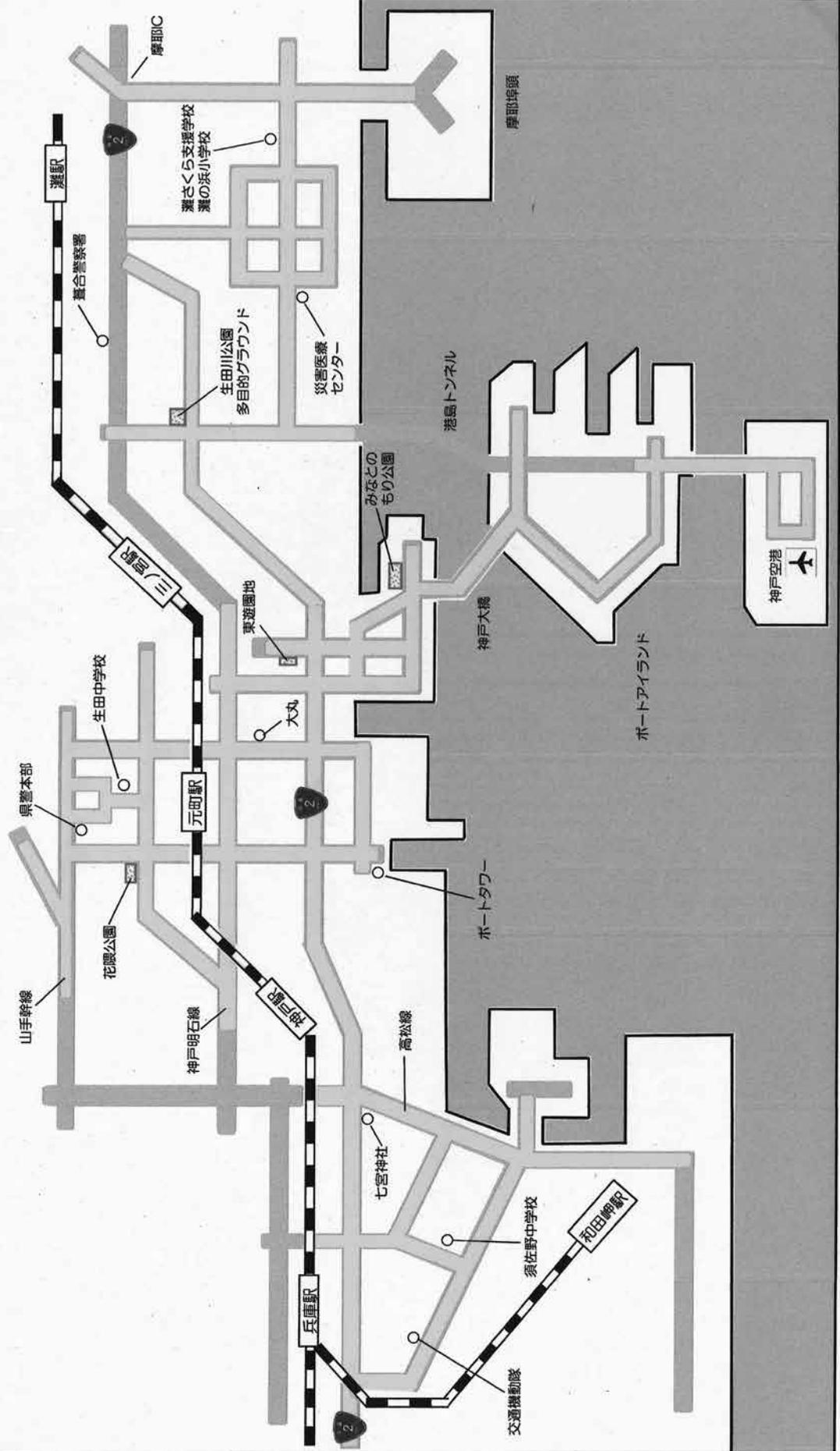


浜手バイパス  
ハーバーハイウェイ  
神戸大橋



訓練日時：1月10日（金）の午前中  
 訓練場所：神戸市中央区・兵庫区・灘区

※表の ■ エリアで大規模訓練  
 を実施します。



## 事務局からのお知らせ

ご受賞おめでとうございます。

### 《令和6年度 安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰》

貨物自動車の輸送の安全について長期間に渡って荷主や社会に対し多大な貢献をし、安全対策等について顕著な功績が認められた事業所が表彰されました。認定条件は安全性優良事業所(Gマーク)認定を10年間以上継続し、デジタコもしくはドライブレコーダーを配置車両の90%以上に装着している等条件を達成した事業所で当協会から下記のとおり9事業所が受賞し、11月29日(金)に神戸運輸監理部兵庫陸運部で表彰を受けられました。

令和6年度 安全性優良事業所 (Gマーク) 兵庫陸運部長表彰	楠原輸送株式会社 大阪営業所
	ヤマトマルチチャーター株式会社 兵庫営業所
	株式会社P-1トランスポート 本社営業所
	株式会社松原組運送 本社営業所
	もりか運送株式会社 神戸営業所
	有限会社MTS 東灘営業所
	小路運輸株式会社 本社事業所
	近物レックス株式会社 姫路支店
	株式会社東原運輸 本社営業所



## 令和6年度「環境と物流を考えるフォーラム」を開催しました

11月26日(火)、兵庫県トラック総合会館において「環境と物流を考えるフォーラム」を開催し、物流関係者、運送事業者等80名が参加されました。トラック運送事業が社会に果たしている役割やその重要性、また、2050年カーボンニュートラル実現に向けた環境改善への取り組み、「社会との共生」を目指した交通事故防止対策などについて周知するとともに、各所より講師をお迎えし、今年度はドライバーによるごみのポイ捨て対策、そして、ドライバー等のための減災対策をテーマにご講演いただきました。

### ○開会挨拶

兵庫県トラック協会 会長 木南 一志 氏



### ○来賓挨拶

近畿運輸局 自動車交通部 次長 山本 康彦 氏



### ○講演1：「運送業界の構造から掘り下げる ～トラックドライバーのモラル問題～」



講師：フリーライター 橋本 愛喜 氏

Webアンケートシステムを活用した聴講者参加型の楽しい講演でした。トラックドライバーの社会的地位の向上、人手不足の解消、運賃交渉等は、ゴミのポイ捨てなどトラックドライバーのマナー・モラル違反が大きく影響すると熱弁されました。

### ○講演2：「命と貨物を守る輸送判断 ドライバーは如何に異常気象、災害に備えるか」



講師：気象予報士・防災士 正木 明 氏

テレビでの天気予報を実演していただくなど、会場は盛り上がりを見せました。近年頻発する災害等の要因を解説し、今後も同等以上の災害等に備える必要があり、トラックドライバーや管理者において運行時には、常に最新の天気予報を取得するとともに天気予報用語などを正確に理解することが重要であるとお話しになりました。

### ○「エコドライブ意識調査」集計報告

報告者：(公財) 関西交通経済研究センター 課長 勝山 嘉久 氏

### ○閉会挨拶 兵庫県トラック協会 副会長 山口 一幸 氏



当日の様子



## 「中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー」を開催しました

12月2日(月)、兵庫県トラック総合会館において近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏を講師にお迎えし、(公社)全日本トラック協会と共催で中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性向上と「データ経営」による見える化などDX推進の実現を支援すべく、機器及びシステムの活用事例を紹介する「中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー」を開催致しました。

会員事業者12名の方が参加され、講師からは、中小トラック運送事業者が業務の効率化・生産性の向上を図れるよう、IT機器のシステム概要・費用・期間、成功のポイント、導入の留意点など具体的に分かりやすく講義いただきました。

### 【研修内容】

- ・ 2024年問題と IT活用について
- ・ DX (デジタルトランスフォーメーション) とは
- ・ DX活用による経営改善
- ・ DX活用事例
- ・ 情報セキュリティと個人情報保護
- ・ 業務効率化等にかかる自動点呼機器、システムについて

【講師】 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏



(講師：森高 弘純 氏)



(株)タイガー



(株)ナブアシスト

## 「令和6年度 交通事故防止大会」を開催しました

当協会では、事故防止対策の大きな目標である「トラック事業における総合安全プラン2025」達成、飲酒運転の撲滅及び年末・年始の輸送繁忙期の事業用トラックによる交通事故撲滅を目的に、「令和6年度 交通事故防止大会」を次の通り開催しました。

木南会長の開会挨拶の後、来賓として田辺剛敏神戸運輸監理部兵庫陸運部長から挨拶があり、兵庫県警察本部から「県下の交通事故情勢について」、神戸運輸監理部兵庫陸運部から「交通事故防止に係る最近の運輸行政の動きについて」、井阪運輸株式会社から「我が社の交通事故防止の取組について」の講演がされました。

大会の最後には、下欄の大会宣言を青年部協議会 十倉副会長が読み上げ全員で唱和し、満場の拍手で採択されました。

開催日 12月6日（金）

場 所 兵庫県トラック総合会館 3階 大会議室

参加者 61名

内 容

- ・講演「県下の交通事故情勢について」  
講師：兵庫県警察本部 交通部交通企画課 警部 山本 貴義 氏
- ・講演「交通事故防止に係る最近の運輸行政の動きについて」  
講師：神戸運輸監理部 兵庫陸運部 整備部門 陸運技術専門官 伊藤 剛啓 氏
- ・講演「我が社の交通事故防止の取組について」  
講師：井阪運輸株式会社 取締役 井阪 光伸 氏  
車輜・安全担当 上島 卓哉 氏
- ・大会宣言採択

### 大会宣言

- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶します。
- ・追突事故を防止するため、過労運転の防止、適正な車間距離の確保、制限速度の遵守を徹底します。
- ・交差点での事故を防止するため、右左折時の安全確認を徹底します。
- ・夕暮れ時における早めライト点灯と雨天・曇天時の点灯を行います。
- ・信号のない横断歩道で歩行者や自転車を見かけたら停止します。
- ・車輪脱落等の事故を防止するため、車輜の点検・整備を徹底します。

主催：(一社)兵庫県トラック協会



兵ト協会長 木南 一志 氏

主催：(一社)兵庫県トラック協会



神戸運輸監理部 兵庫陸運部長 田辺 剛敏 氏

交通事故防止大会

主催：(一社)兵庫県トラック協会



青年部協議会 副会長 十倉 貫 氏



兵ト協副会長 村上 功 氏



## 支部活動だより (東部支部)

### 支部研修会を開催しました

12月3日(火)、東部支部は尼崎市昭和通2丁目7-1の都ホテル尼崎において、支部研修会を下記の内容で行いました。

#### 記

- 大阪・関西万博の開催に備えた製品・サービスの安定供給対策について
- 改正「標準貨物自動車運送約款 (R6.6.1施行)」に伴う運賃届出・約款申請の手続きについて

当日は支部会員及び荷主関係者33名が参加しました。



**OFF** つづけていこうよ、明日のために…  
**エコドライブ推進中!**  
(一社)兵庫県トラック協会

# 陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2025年2月13日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2025年2月14日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2025年1月10日(金)～2025年2月7日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)  
② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

### 5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

### 6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

### 7. 留意事項

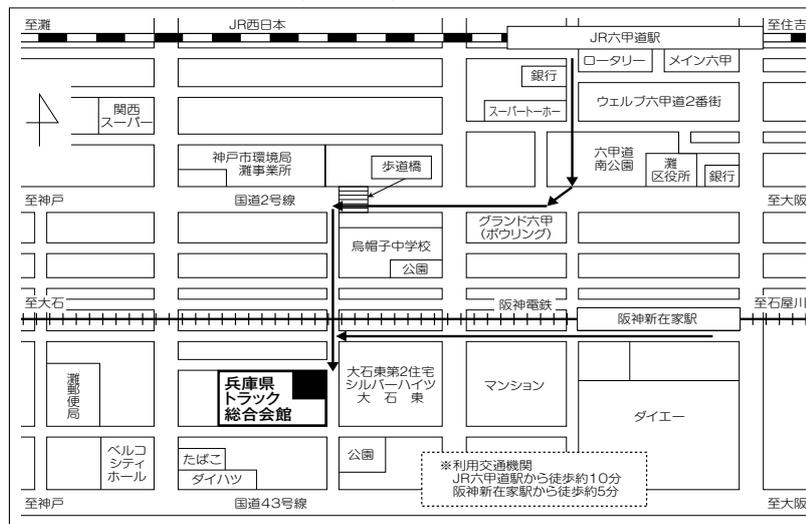
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することが出来ます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
TEL (078) 882-5556







# 燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和6年11月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		115.19	126.35	122.90	124.10	兵ト協 調べ
出 光		113.50	121.80	127.00	128.80	
コ ス モ		114.30	118.03	129.50		
三 井		112.70				
そ の 他		115.63	114.91	123.75	128.45	
総 計		114.80	118.19	124.84	127.78	
6 / 10	全国平均	114.94	調査なし	125.64	125.98	全ト協 調べ
	近畿平均	114.53		124.90	128.45	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和5年12月		113.99	116.52	120.33	126.90
令和6年1月		114.90	119.84	123.25	129.47
令和6年2月		115.52	119.75	123.34	127.51
令和6年3月		116.06	120.44	126.41	125.74
令和6年4月		115.83	119.90	124.00	125.36
令和6年5月		115.79	121.09	123.31	125.64
令和6年6月		116.01	120.27	124.83	126.36
令和6年7月		114.61	119.28	123.34	127.42
令和6年8月		114.95	119.73	124.45	125.70
令和6年9月		113.34	117.25	119.98	125.38
令和6年10月		114.42	117.94	123.17	132.08
令和6年11月		114.11	119.37	124.54	125.63
令和6年12月		114.80	118.19	124.84	127.78
年間平均		114.95	119.20	123.52	127.00

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

# 会員だより

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
6.12.4	東神戸	一般	(株)追田物流	追田 真太郎	〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町158	TEL 078-894-3255 FAX 078-894-3259
12.16	丹有	一般	(株)和弘建設	横枕 和弘	〒669-3842 丹波市青垣町沢野157-2	TEL 0795-87-2555 FAX 0795-87-1146
12.19	東部	一般	(株)横山商運	横山 和麻	〒664-0003 伊丹市大野1-59-16	TEL 090-5671-4211 FAX 072-786-9178

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
6.11.19	西播	一般	山陽運輸(株)	上月 理香子
12.18	神戸中央	一般	(株)CZロジスティックス	橋本 和博

## 変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
13	代表者	日新物流(株) 柴田 英雄	岡田 雅紀
26	代表者	カトーロジスティックス(株) 日比 啓介	青木 一広
49	代表者	あさと物流(株) 木村 寿孝	櫻庭 裕之
68	会社名	旭扇海運(株)	辰巳ロジフォート(株)

\* \* \*

## 事務局からのお知らせ

### 兵ト協ニュース12月号掲載の代表者変更訂正について

兵ト協ニュース12月号に掲載させていただきました会員だよりの変更届が一部間違っていましたので下記のとおり変更させていただきます。

## 変更届

会員名簿ページ数	変更事項	会社名	旧	新
7	代表者	高津建材(株)	浅尾 雅子	高津 格

この度は、会員事業者様、関係者様に大変ご迷惑をおかけいたしましたこと心より深くお詫び申し上げます。

下記のとおり退職者がありますのでお知らせいたします。

## 人事異動

令和6年12月31日付

一般社団法人兵庫県トラック協会

発令事項	氏名	現職
退職	藤岡 洋貴	適正化事業部係員

# 適正化事業実施機関からのお知らせ

## ■ 今月のテーマ

### 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について



担当：適正化事業指導員 棚田 英治

新年明けましておめでとうございます。

今月は「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正についてご紹介させていただきます。

ご存じの方も多いと思いますが、昨年10月1日から行政処分が改正になり、過労運転の防止措置義務違反、点呼の実施違反、飲酒運転防止等の大きく3点の処分基準が厳しくなりました。

その中で、今回は点呼の実施違反と、飲酒運転防止等について確認したいと思います。

点呼の実施違反について、処分基準の基準日車等が変更され、点呼が必要な回数100回に対して、未実施件数が20件以上の場合は、1日車×未実施件数（再違反の場合は2日車×未実施件数）に変更されました。その結果、以下【例】のように現在のルールに当てはめると、これまでの3倍の処分日車数になっていることがわかります。

【例】点呼の実施違反件数が100回中30回あった場合

旧のルール 未実施20件以上49件以下 → 10日車（再違反20日車）

現在のルール 未実施20件以上49件以下 → 1日車×未実施件数

1日車×30件＝30日車（再違反60日車）

処分日車数が  
3倍に!

また、以下の場合には点呼未実施として取り扱うことが明文化されました。

- ・ 省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼
- ・ 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼（運行管理者基礎講習を受講していない等）
- ・ 運行管理者、補助者の自己による点呼（セルフ点呼）
- ・ 対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむを得ない場合を除く。）した点呼
- ・ 運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼
- ・ 運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼

これまで曖昧だった部分が明確になり、今まで以上に処分をかけられてしまう可能性もあります。

飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反については100日車（再違反の場合は200日車）、飲酒運転防止に係る指導監督義務違反（酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合）も100日車（再違反の場合は200日車）となり、飲酒運転に対しても更に厳しくなりました。

トラック輸送は国内物流の基幹的役割を果たしており、経済と国民生活に不可欠な存在です。交通事故を防止し、安全・安心・確実な輸送を実現していくためにも、今一度、運行管理体制の見直しをご検討ください！



## 飲酒運転が事業者に及ぼす影響

# 違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係わる指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和6年10月1日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守6件以上から、点呼の未実施の場合は未実施20件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに1件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることとなります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である800日車（80点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

### 処分量定の引き上げ

#### ●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 5件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未遵守計 6～15件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守6件以上 初違反 1件 2日車 再違反 1件 4日車
未遵守計 16件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

#### ●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施20件以上 初違反 1件 1日車 再違反 1件 2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

### 行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車 | 再違反 200日車

#### ●指導監督義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車 | 再違反 200日車

#### ●点呼実施義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車 | 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。



事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

# 協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
12・1	兵青協 チャリティゴルフコンペ	東条バイパスレゾルブゴルフ場	1・17	兵ト協 東播支部 新年会	東京 田村加古川プラザホテル
2	中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナー	兵ト協		天狼会 新年例会	不動坂 菊地
3	兵ト協 東部支部 研修会	都ホテル		兵青協 研修会	淡路島 慶野松原サンセットビューホテル
4	兵ト協 海コン部会 海貨業組合との意見交換会	神戸生活用品振興センター ビル	18	兵ト協 淡路支部 新年会	海月館
5	人権啓発研修会	兵庫県自動車会館	21	全ト協 新年賀詞交歓会	パレスホテル東京
	全ト協 理事会	第一ホテル東京	22	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
6	交通事故防止大会	兵ト協		兵庫県高速道路交通安全協議会 幹事会	楠公会館
7	HOT21 定例会	リバーサイド丸山荘		兵ト協 西播支部 新年会	ホテル日航姫路
10	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	23	近ト協 幹事会	大ト協
	兵ト協 常任理事・支部長連絡会	兵ト協		三木会	兵ト協
	兵庫県防衛協会臨時理事会	国際健康開発センター		整備管理者選任後研修(姫路)	姫路市市民会館
12	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協		兵庫県交通安全対策委員会	のじぎく会館
	適正化事業調査員広報・啓発活動	鳴尾浜	24	兵ト協 東神戸支部 新年会	東急REIホテル
13	大型車の事故防止対策及び特殊車両通行制度に関するセミナー	兵ト協		兵ト協 兵庫支部 新年会	香港香港
	近畿地区物流政策懇談会	ホテルグランヴィア大阪	25	兵ト協 丹有支部 新年会	喜作
	兵ト協 重量・鉄鋼部会 研修会	ホテル北野プラザ甲	28	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
14	兵ト協 重量・鉄鋼部会親睦会ゴルフコンペ	小野ゴルフ倶楽部	29	兵ト協 取扱・食品部会 荷主懇談会・研修会	ホテルオークラ神戸
17	整備管理者選任後研修(姫路)	姫路市市民会館		大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会	近畿地方整備局
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	31	過積載運行の根絶合同キャンペーン横断幕の設置	山陽道・神戸支店インター第二情報・大人気センター
19	本部・支部事務局長連絡会議	兵ト協		－2月の予定－	
20	KTS 正副会長会議	東華菜館	2・3	陸災防 近畿ブロック支部長・事務局長会議	グランフロント大阪
21	兵ト協 海コン部会 研修会	淡路	5	自動車関係団体連絡会	自動車会館2階
23	兵ト協 人権研修	兵ト協		兵ト協 引越部会 新春全体会議	かに道楽神戸
24	兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵庫労働中央会館		兵ト協 引越部会 カスハラクレーム対策勉強会	兵ト協
	兵庫県新型インフルエンザ等対策情報伝達訓練		7	全ト協 交通対策委員会	全ト協
	－1月の予定－			整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協
1・9	自動車関係団体新春名刺交換会	ANAクラウンプラザホテル神戸		兵庫県交通安全対策委員会	兵庫県立兵庫緑ミュージアム3階多目的ホール
	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	ホテルグランヴィア岡山		兵庫県水素ステーション整備促進協議会	ハイブリッド開館(対面+オンライン)
	陸運事業者向け荷役災害防止担当者教育講習会	兵ト協		兵庫交通労働災害防止関係機関関連協議会	兵庫労働局
11	兵ト協 明石支部 新年会	西明石ホテルキャッスルプラザ	10	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
14	COMPAS 運用調整会議	神戸国際会館	13	はい作業主任者技能講習会(～14日)	兵ト協
16	兵ト協 新年祈願祭	湊川神社		運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
	兵ト協 役員選考委員会	楠公会館	14	全ト協 青年部会 全国大会	京王プラザホテル
	兵ト協 正副会長会議	楠公会館	15	近畿地域本部大会	新大阪ワシントンホテルプラザ
	兵庫県トラック協会のDX化(記者会見)	兵ト協		兵ト協 但馬支部 新年会	豊岡市内
	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協	20	全ト協 環境対策・GX委員会	全ト協
17	1.17のつどい阪神・淡路大震災30年追悼式典	兵庫県公館	21	適正化事業実施機関評議委員会	神戸三宮REIホテル
	初任運転者特別講習	兵ト協	26	過積載運行の根絶合同キャンペーン	山陽道・淡河PA
	兵ト協 東部支部 新年会	ホヴィステル 姫路	28	全ト協 労働安全・災害防止委員会	全ト協
	兵ト協 西神戸支部 新年会	東天閣			